

令和 7 年 6 月 17 日

令和 7 年網走市議会第 2 回定例会 議案

令和7年網走市議会第2回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和7年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和7年度網走市下水道事業会計補正予算
3	議案第3号	網走市税条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	財産の取得について
6	議案第6号	財産の取得について
7	議案第7号	財産の取得について

議案第 1 号

令和 7 年度網走市一般会計補正予算

令和 7 年度網走市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 522,889 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,176,157 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 17 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16.国庫支出金		3,358,116	52,486	3,410,602
	1.国庫負担金	2,350,882	△21,500	2,329,382
	2.国庫補助金	996,467	73,986	1,070,453
17.道支出金		1,492,436	321,778	1,814,214
	2.道補助金	500,664	321,778	822,442
20.繰入金		2,371,847	18,625	2,390,472
	1.基金繰入金	2,326,270	18,625	2,344,895
23.市債		2,910,300	130,000	3,040,300
	1.市債	2,910,300	130,000	3,040,300
歳入合計		27,653,268	522,889	28,176,157

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		7,155,936	76,111	7,232,047
	1.社会福祉費	3,639,383	76,111	3,715,494
4.衛生費		2,067,133	△5,000	2,062,133
	1.保健衛生費	1,043,105	△5,000	1,038,105
6.農林水産業費		1,123,920	321,778	1,445,698
	1.農業費	759,660	321,778	1,081,438
8.土木費		4,391,987	130,000	4,521,987
	1.道路橋梁河川費	2,044,478	130,000	2,174,478
歳出合計		27,653,268	522,889	28,176,157

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 94,100	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等又は元金均等償還。	千円 94,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	146,300	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	146,300	
児童福祉事業債	5,100	財政融資資金			5,100	
環境衛生事業債	45,400	地方公共団体			45,400	
保健衛生事業債	125,000	金融機構			125,000	
農業債	32,000	北海道			32,000	
水産業債	10,600	都市職員共済組合			10,600	
漁港債	2,200	地方職員共済組合			2,200	
道路橋梁事業債	868,600				998,600	
港湾事業債	191,200	北海道市町村振興協会			191,200	
河川整備事業債	100,000	北海道市町村備荒資金組合			100,000	
公園整備事業債	180,900				180,900	
公営住宅事業債	464,800	その他銀行等引受資金			464,800	
学校教育事業債	202,800				202,800	
社会教育事業債	135,500				135,500	
学校給食事業債	5,800				5,800	
借換債	300,000				300,000	
計	2,910,300				3,040,300	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 7 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度網走市下水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第 2 条 令和 7 年度網走市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)
第 2 条に定めた業務の予定量のうち(2)主要な建設改良事業 ア 下水道建設改良事業「431,733 千円」を「229,733 千円」に改める。

(収益的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費用	1,661,614 千円	8,264 千円	1,669,878 千円
第 2 項 営業外費用	88,678 千円	8,264 千円	96,942 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「519,690 千円」を「510,490 千円」に改め、当年度分消費税資本的収支調整額「18,937 千円」を「10,673 千円」に改め、当年度分損益勘定留保資金「339,364 千円」を「338,428 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	432,249 千円	△192,800 千円	239,449 千円
第 1 項 企業債	214,900 千円	△ 81,700 千円	133,200 千円
第 2 項 国庫補助金	160,712 千円	△111,100 千円	49,612 千円

	支	出	
第1款 資本的支出	951,939千円	△202,000千円	749,939千円
第1項 建設改良費	464,233千円	△202,000千円	262,233千円

(継続費の補正)

第5条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり廃止する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	網走浄化センター反応タンク設備更新事業	655,000	令和7年度	202,000	-	-	-
				令和8年度	453,000		-	-

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法、利率、償還の方法
下水道事業債	千円 214,900	証書借入	年10.0%以内	40年以内(内据置5年以内)	千円 133,200	補正前に同じ
下水道事業債(特別措置分)			(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	年賦又は半年賦の元金均等又は元利均等償還とする。ただし、財政の状況により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。		

令和7年6月17日提出

網走市長 水谷 洋一

令和7年度 網走市下水道事業会計予算実施計画（第1号補正）

(収益的支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 事業費用			1,661,614	8,264	1,669,878	
	2. 営業外費用		88,678	8,264	96,942	
		3. 消費税及び 地方消費税	11,877	8,264	20,141	消費税の増

(資本的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的収入			432,249	△ 192,800	239,449	
	1. 企業債		214,900	△ 81,700	133,200	
		1. 企業債	197,200	△ 81,700	115,500	企業債の減
	2. 国庫補助金		160,712	△ 111,100	49,612	
		1. 国庫補助金	160,712	△ 111,100	49,612	国庫補助金の減

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的支出			951,939	△ 202,000	749,939	
	1. 建設改良費		464,233	△ 202,000	262,233	
		1. 下水道事業 建設改良費	431,733	△ 202,000	229,733	補助事業の減

令和7年度 網走市下水道事業会計予算実施計画内訳書（第1号補正）

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明	
1. 事業費用			1,661,614	8,264	1,669,878				
	2. 営業外費用		88,678	8,264	96,942				
		3. 消費税及び 地方消費税		11,877	8,264	20,141			
			1. 消費税及び 地方消費税					8,264	消費税の増

(資本的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明	
1. 資本的収入			432,249	△ 192,800	239,449				
	1. 企業債		214,900	△ 81,700	133,200				
		1. 企業債		197,200	△ 81,700	115,500			
			1. 公共下水道企業債					△ 81,700	企業債の減
	2. 国庫補助金			160,712	△ 111,100	49,612			
		1. 国庫補助金		160,712	△ 111,100	49,612			
1. 公共下水道国庫 補助金							△ 111,100	国庫補助金の減	

(資本的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明	
1. 資本的支出			951,939	△ 202,000	749,939				
	1. 建設改良費		464,233	△ 202,000	262,233				
		1. 下水道事業 建設改良費		431,733	△ 202,000	229,733			
			9. 工事請負費					△ 202,000	補助事業の減

令和7年度 網走市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（第1号補正）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位 円)

区分	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損益	△65,624,000
非資金項目の調整	
減価償却費	1,005,129,000
固定資産除却費	11,000,000
特別修繕引当金の増減	0
退職給付引当金の増減	2,286,000
賞与引当金の増減	74,000
貸倒引当金の増減	△31,890
長期前受金戻入額	△412,898,000
業務活動による資産及び負債の増減	
資産の増減	△5,753,898
負債の増減	14,753,865
業務活動以外の損益項目	
受取利息及び配当金	0
支払利息等	74,801,000
小計	623,736,077
受取利息及び配当金受取額	0
支払利息等支払額	△74,801,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	548,935,077
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費	△312,819,000
建設改良費にかかる収入	146,937,000
固定資産の売却	0
投資活動による資産の増減	0
投資活動による負債の増減	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△165,882,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の発行	164,000,000
企業債の償還	△487,704,438
財務活動によるキャッシュ・フロー	△323,704,438
現金及び現金同等物の増減額	59,348,639
現金及び現金同等物の期首残高	582,195,730
現金及び現金同等物の期末残高	641,544,369

令和7年度 網走市下水道事業会計予定貸借対照表（第1号補正）

令和8年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土地 422,956,844

ロ 建物 1,138,251,857

減価償却累計額 △233,213,344 905,038,513

ハ 構築物 18,832,528,006

減価償却累計額 △4,113,755,321 14,718,772,685

ニ 機械及び装置 4,041,029,765

減価償却累計額 △1,714,951,132 2,326,078,633

ホ 車両運搬具 48,620,645

減価償却累計額 △34,115,412 14,505,233

ヘ 工具器具及び備品 4,809,545

減価償却累計額 △2,046,480 2,763,065

ト 建設仮勘定 88,648,305

有形固定資産合計 18,478,763,278

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア 3,523,377

無形固定資産合計 3,523,377

固 定 資 産 合 計 18,482,286,655

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 641,544,369

(2) 未収金 28,758,047

貸倒引当金 △1,735,978 27,022,069

流 動 資 産 合 計 668,566,438

資 産 合 計 19,150,853,093

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債		4,963,632,244	
(2) 引当金		<u>12,009,924</u>	
固定負債合計			4,975,642,168
4 流動負債			
(1) 企業債		462,218,661	
(2) 未払金		14,979,278	
(3) 引当金		<u>4,016,158</u>	
流動負債合計			481,214,097
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		9,791,218,680	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△2,555,243,380</u>	
繰延収益合計			<u>7,235,975,300</u>
負債合計			12,692,831,565

資 本 の 部

6 資本金		<u>6,081,534,911</u>	
資本金合計			6,081,534,911
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	107,575,216		
ロ 受贈財産評価額	<u>189,470,000</u>		
資本剰余金合計		297,045,216	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>79,441,401</u>		
利益剰余金合計		<u>79,441,401</u>	
剰余金合計			<u>376,486,617</u>
資本合計			<u>6,458,021,528</u>
負債資本合計			<u><u>19,150,853,093</u></u>

継続費に関する調書（第1号補正）

(廃止)

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額		左の財源内訳								
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
1 資本的支出	1 建設改良費	網走浄化センター反応タンク設備更新事業	7	補正前	202,000	111,100	81,700	9,200			202,000	202,000		30.8
				補正後	-	-	-	-			-	-		-
			8	補正前	453,000	249,150	183,400	20,450					453,000	69.2
				補正後	-	-	-	-					-	-
			計	補正前	655,000	360,250	265,100	29,650			202,000	202,000	453,000	100.0
				補正後	-	-	-	-			-	-	-	-

注記

4. セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計では、下水道事業、個別排水処理施設事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、下水道事業、個別排水処理施設事業の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、下水道事業会計の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
下水道事業	下水道計画区域において汚水及び雨水を処理する業務
個別排水処理施設事業	上記以外において合併処理浄化槽を使用し、汚水を処理する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位 千円）

項目	下水道事業	個別排水処理施設事業	合計
営業収益	990,832	28,722	1,019,554
営業費用	1,467,775	60,658	1,528,433
営業損益	△ 476,943	△ 31,936	△ 508,879
経常損益	△ 69,314	3,690	△ 65,624
セグメント資産	18,843,709	307,144	19,150,853
セグメント負債	12,290,590	402,242	12,692,832
その他の項目			
雨水負担金	61,636	0	61,636
他会計負担金	251,516	22,758	274,274
他会計補助金	0	19,600	19,600
減価償却費	982,096	23,033	1,005,129
支払利息及び 企業債取扱諸費	68,974	5,827	74,801

(注) 上記の数値については、税抜きで記載している。

議案第 3 号

網走市税条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 17 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条に

において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の網走市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の網走市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項

ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、新条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 新条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第4号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年6月17日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の6中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第18条の6の12中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第22条第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第22条の4第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第8項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条の6、第18条の6の12、第22条及び第22条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年6月17日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 除雪グレーダ 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 58,575,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 北見市小泉420番地の1
日本キャタピラー合同会社
北見営業所長 関下 拓也 |

議案第6号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年6月17日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 小型ロータリ除雪車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 31,900,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岩見沢市幌向北1条2丁目580番地
開発工建株式会社
代表取締役 奈良 和樹 |

議案第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年6月17日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 小中学校教職員用パソコン
ノートパソコン本体 311台
office ライセンス、ウイルス対策ソフト、
設置設定 一式 |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 60,918,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 網走市新町3丁目3番11号
株式会社岩崎 網走・北見営業所
所長 村本 康明 |